

JCR 行動規範(ESG 評価部門)の制定について

株式会社日本格付研究所（JCR）は、2022年12月15日に金融庁より公表された「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」に賛同し、この度 ESG 評価部門に係る JCR 行動規範を制定・施行しましたのでお知らせします。

JCR 行動規範（ESG 評価部門）及び金融庁の「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」に定められた諸原則・指針毎の遵守状況については、次頁以降を参照ください。

■ 留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■ NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

■ 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

JCR 行動規範(ESG 評価部門)

株式会社日本格付研究所（以下「JCR」と言います。）は、ESG 評価会社が金融市場において果たしている重要な役割を十分に自覚し、その適正な業務運営を確保するために、次の行動規範を制定し、これを遵守します。

第 1 章 品質の確保

（使用情報の質）

第 1 条 JCR は、ESG 評価¹を実施・提供する際、合理的に入手が可能と考えられる情報を詳細に分析し、これを行うよう、情報の入手に係る必要な手続きを定めます。

（ESG 評価の方法と透明性）

第 2 条 JCR は、あらかじめ組織横断・継続的に適用することを前提として定められた評価手法およびプロセス（以下、「評価手法等」）に従い、利用可能な全ての関連情報の十分な分析に基づいて ESG 評価を実施・提供します。また、当該手法については、機密性・知的財産に配慮して開示内容および開示対象を決定のうえ、開示を行います。

（評価手法等に基づいた ESG 評価の一貫性の確保と検証体制）

第 3 条 JCR は、評価手法等が組織横断的に一貫して適用されるよう組織内での浸透を図るほか、評価は、複数の専門委員から構成される合議体において評価手法等の適用状況を確認のうえ、決定します。当該合議体の決定事項・主要な審議内容について記録し、知見を蓄積・共有する等の工夫を行います。

（評価手法等の定期的な見直し）

第 4 条 JCR は、評価手法等について、定期的に、評価結果との間に乖離がないか等を確認し、必要がある場合には更新を行います。評価手法の更新は、複数の専門委員から構成される合議体において決定します。当該合議体の決定事項・主要な審議内容について記録し、知見を蓄積・共有

¹ 本行動規範でいう ESG 評価は、金融庁が定める ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範における ESG 評価の種別のうち、資金調達者の評価、ESG 関連債・融資の評価で、意見、検証、認証、レーティングおよび ISO14065 に基づいた GHG 排出量の検証のかたちをとるものを含みます。当社では、「サステナブルファイナンス評価業務」と呼称しています。

する等の工夫を行います。評価手法の更新を行った場合、当該更新日を評価手法に明記し、第2条で定めた開示の方法に従って開示します。

(ESG 評価の外部委託)

第5条 JCRは、原則として ESG 評価の外部委託を行いません。ただし、当社において評価対象に係る知見が不足していると判断した場合、外部委託先に評価の一部を外部委託する場合があります。その場合には、委託先において第1条から第4条に掲げた内容を踏まえ、品質を確保するために必要な措置を講じます。

第2章 人材の育成

(専門的人材および技術の保持)

第6条 JCRは、当社が提供する全ての ESG 評価について、その提供に必要な情報を収集・分析し、意思決定を行うために必要な専門的知見を組織全体として蓄積します。また、当該専門的知見を踏まえた適切な評価の実施を担保するため、必要となる専門性を備えた人材を採用します。

(専門的・職業的な知見を有するアナリストの配置)

第7条 JCRは、ESG 評価アナリスト複数名で構成されるチームに ESG 評価を担当させます。ESG 評価チームの組成に関しては、当該アナリストが適切な ESG 評価を提供するに足りる十分な専門的知識および技能を有するかどうか、ESG 評価実施のために十分な情報が得られるかどうか、また評価対象者との間で利益相反のおそれがないかどうかにつき確認するとともに、ESG 評価の実施に当たって予断を有していないかどうかに留意します。その分析に基づき、ESG 評価チームは、ESG 評価に関して十分な専門的知識および技能を有する構成員からなる ESG 評価を決定する合議体に対して提案を行い、当該合議体が ESG 評価を決定します。

(質の高い人材育成のための人事評価)

第8条 JCRは、専門的・職業的な評価を行い、質の高い評価の提供に取り組む人材が的確に評価される人事評価制度を保持します。

(人材の確保・育成に対する経営者の認識)

第9条 JCRの経営陣は、人材の確保・育成が、質の高い評価を継続していくうえで重要であることを認識し、ESG評価アナリストの人事評価が的確になされていることを確認するための措置を講じます。

第3章 独立性の確保・利益相反の管理

(ESG評価の独立性、客観性の維持)

第10条 JCRおよびその評価アナリストは、ESG評価の独立性および客観性を維持し、業務を公正かつ的確に遂行するために、専門的な見地に立って十分な配慮に努めます。ESG評価は、当該評価に関連する要因のみに基づいて決定します。また、ESG評価は、JCRと評価対象者との業務上の関係の存否またはその可能性により影響を受けません。

(役職員の公正性、誠実性)

第11条 JCRの役職員には公正かつ誠実な者を雇用し、特にESG評価アナリストには高い水準の公正性と誠実性を維持させます。JCRおよびその役職員は、公正かつ誠実を旨として発行体、投資家その他の市場参加者および一般公衆に対応します。なお、ESG評価が決定される前にESG評価の結果を評価対象者との間で約束する行為は、明示的にも黙示的にも一切行いません。

(法令等遵守)

第12条 JCRおよびその役職員は、本行動規範、社内規程および全ての関連法令等を遵守します。JCRは、あらかじめ定めた社内規程に従い、ESG評価を含む当社の業務全般に係る専門的な知識と十分な経験を有し、法令または社内規則等に精通する者の中から、法令等遵守全般に関する事項を主管するチーフ・コンプライアンス・オフィサーを任命します。社内で法令等に反する行為が現に行われ、またはすでに行われたことを知ったとき、またはそのおそれがあると判断したとき、役職員は、直ちにチーフ・コンプライアンス・オフィサーに報告する義務を有し、それに対してチーフ・コンプライアンス・オフィサーは直ちに所要の対応措置を講じます。この場合、報告した役職員は、不利益な取扱いを受けないよう保障されます。

(利益相反関係の除去、管理等)

第 13 条 JCR は、JCR 自体または ESG 評価担当者の判断および分析に影響を及ぼす可能性のある現実的または潜在的な利益相反関係を特定したうえで、これらを回避し、または適切に管理・低減するための手続きを整えます。ESG 評価について、評価対象者からその対価を受けている場合、営業推進、収益管理を担当する部門と ESG 評価を担当する部門を分離します。

(ESG 評価への関与制限)

第 14 条 JCR は、役職員が ESG 評価の独立性・中立性・専門性を損なう恐れのある事項に該当する場合は、ESG 評価担当者から排除するとともに、ESG 評価を決定する合議体の審議、決定に参加させません。

(評価アナリストによる有価証券等取引の禁止)

第 15 条 JCR は、ESG 評価担当者（生計を同一にする直系親族を含みます。）による、自己または他人のためにその担当する評価対象者が発行する有価証券およびデリバティブ（当該評価対象者が発行する有価証券または当該評価対象者に関するものに限り、）の売買その他の取引等を禁じます。

2. ESG 評価担当者（生計を同一にする直系親族を含みます。）は、前項に該当しない有価証券またはデリバティブの売買その他の取引等を行う場合、全てチーフ・コンプライアンス・オフィサーの事前の承認を得なければならないこととします。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、関係部室長とも相談のうえ、利益相反のおそれがあると判断した場合はこれを禁止することとします。

(コンサルティングサービスの禁止)

第 16 条 JCR およびその役職員は、ESG 評価を提供する場合、当該 ESG 評価に影響が及ぶと判断される内容について、一切のコンサルティングサービスを禁じます。

(報酬体系)

第 17 条 JCR は、現実的または潜在的な利益相反関係を除去し、または実効的に管理できるように役職員の指揮系統および人事評価項目を定めます。また、ESG 評価アナリストは、評価対象者との料金交渉を行いません。

(信用格付からの不当な影響を排除するための措置)

第 18 条 JCR は、ESG 評価の提供に不当な影響を及ぼすおそれを排除するため、同一の顧客に対して信用格付および ESG 評価を提供する場合、同一人物に当該格付と評価をアナリストとして担当させません。

第 4 章 透明性の確保

(ESG 評価結果等の公表)

第 19 条 JCR は、ESG 評価が決定された場合は、評価対象者の同意に基づき、適切なタイミングでこれを公表します。

(ESG 評価に使用した原則、ガイドライン、評価方法等の公表)

第 20 条 JCR は、ESG 評価の公表にあたってはその ESG 評価を決定するのに用いられた国際的な原則、基準、ガイドラインおよび JCR の評価方法等を更新時期も含め、評価結果を示した文書において明らかにします。また、ESG 評価に使用した情報源を、機密性に留意しながら、可能な範囲で開示します。

(ESG 評価に関する情報の公表)

第 21 条 JCR は、外部の第三者がその ESG 評価決定に至った過程を理解できるように評価の手続き、方法および前提条件に関して十分な情報を公表します。また、ESG 評価について、重要な変更があった場合には、十分な情報を開示します。また、ESG 評価アナリストは、評価対象となった企業から問い合わせ等があった場合には、可能な範囲で丁寧な説明を行います。

第 5 章 守秘義務

(機密情報の保護)

第 22 条 JCR は、ESG 評価業務に関して知り得た秘密（以下「機密情報」と言います。）の管理およびその機密性保護のために、社内規程とその実施体制を整備します。JCR および役職員は、守秘契約または機密保持合意上許される場合や法令上の要請がある場合を除いて、機密情報をプレス・リリース、セミナー、投資家等との対話等あらゆる場合において開示しません。役職員の退職後も、退職時の契約により機密情報の保護義務を課します。

(機密情報の使用)

第 23 条 JCR は、機密情報を ESG 評価目的のみに、または評価対象者との守秘契約の規定に準拠して使用します。

第 6 章 企業とのコミュニケーション

(意見等受付部署の設置)

第 24 条 JCR は、市場参加者および一般公衆からの意見、質問、苦情を受付ける部署を設置し、そこで受け付けた意見等が ESG 評価に関する施策の策定に反映され得る体制をとることとします。

(企業に対する事実誤認の確認)

第 25 条 JCR は、ESG 評価について、評価対象者の同意があった場合には公表します。その場合には、評価対象者が事実誤認などの重大な欠陥がないかを確認する時間的猶予を確保します。評価対象者から事実誤認等の重要かつ合理的な指摘があった場合には、当該事項について訂正するなど、適時・適切に対処します。

(企業との対話の手順)

第 26 条 JCR は、ESG 評価の実施に際し、企業との対話を行う手順について、評価プロセスの一環として定め、当社のウェブサイトにおいて公表します。

(評価結果のフィードバック)

第 27 条 JCR は、ESG 評価結果を、評価対象者に対して書面で提供し、要請があれば当該評価結果の背景について適時・適切に評価対象者に対して説明を行います。

第 7 章 本行動規範の公表

(本行動規範の準拠規範等)

第 28 条 本行動規範は、金融庁の定めた「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」に準拠して定められたものです。JCR は、本行動規範を実施するために必要に応じて社内規程を制定し、また役職員に周知徹底させ

る措置を講じます。本行動規範に変更があった場合は、その内容および変更後の行動規範の実施のための措置を適時に公表します。

(ホームページ上の表示)

第29条 JCRは、そのホームページ上において、(1) JCR 行動規範 (ESG 評価部門)、(2) 評価方法等に関する情報へのリンクを明確な場所に表示します。

付 則

(用語の定義)

第1条 本行動規範の用語は次の定義によります。

1. ESG 評価担当者

ESG 評価アナリストおよび最終的な ESG 評価を決定する合議体の構成員を言います。

2. 評価対象者

ESG 評価を JCR に依頼する法人を言います。

3. 信用格付

金融商品取引法に定める信用格付を言います。

4. 有価証券

金融商品取引法第2条で定める「有価証券」を言います。

(実施期日)

第2条 本行動規範は、2023年4月1日から実施します。

金融庁「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」と JCR 行動規範（ESG 評価部門）との対応関係

JCR 行動規範（ESG 評価部門）	金融庁行動規範
第 1 条 使用情報の質	原則 1.指針 1
第 2 条 ESG 評価の方法と透明性	原則 1.指針 2
第 3 条 評価手法に基づいた ESG 評価の一貫性の確保と検証	原則 1.指針 3
第 4 条 評価手法等の定期的な見直し	原則 1.指針 4
第 4 条 評価手法等の定期的な見直し	原則 1.指針 5
第 5 条 ESG 評価の外部委託	原則 1.指針 6
第 6 条 専門的人材および技術の保持	原則 2.指針 1
第 7 条 専門的・職業的な知見を有するアナリストの配置	原則 2.指針 2
第 8 条 質の高い人材育成のための人事評価	原則 2.指針 3
第 9 条 人材の確保・育成に対する経営者の認識	原則 2.指針 4
第 10 条 ESG 評価の独立性、客観性の維持	原則 3.指針 1
第 11 条 役職員の公正性、誠実性	
第 12 条 法令等遵守	
第 13 条 利益相反関係の除去、管理等	原則 3.指針 1, 2, 7
第 14 条 ESG 評価への関与制限	原則 3.指針 1
アンケート調査等を行わないため、対象外	原則 3.指針 3
第 15 条 評価アナリストによる有価証券等取引の禁止	原則 3.指針 4
第 17 条 報酬体系	原則 3.指針 5
第 16 条 コンサルティングサービスの禁止	原則 3.指針 6
第 18 条 信用格付業からの不当な影響を排除するための措置	原則 3.指針 6
JCR は発行者負担モデルのみのため、本指針は対象外。	原則 3.指針 8
第 19 条 ESG 評価結果等の公表	原則 4.指針 1
第 20 条 ESG 評価に使用した原則、ガイドライン、評価方法等の公表	原則 4.指針 2, 4
第 21 条 ESG 評価に関する情報の公表	原則 4.指針 3
第 3 章全体	原則 4.指針 5
第 22 条 機密情報の保護	原則 5.指針 1
第 23 条 機密情報の使用	原則 5.指針 2
アンケート調査等を行わないため、対象外。	原則 6.指針 1
第 24 条 意見等受付部署の設置	原則 6.指針 2
第 25 条 企業に対する事実誤認の確認	原則 6.指針 3
第 25 条 企業に対する事実誤認の確認	原則 6.指針 4
第 26 条 企業との対話手順	原則 6.指針 5
第 27 条 評価結果のフィードバック	原則 6.指針 6